

山梨県景観審議会 会議録

- 1 日 時 平成28年3月8日(火) 14時00分～15時15分
- 2 場 所 山梨県庁 別館3階 正庁
- 3 出席者(敬称略)
(委員) 石井 信行(議長)、安達 義通、河野 暢子、齋藤 雅代、佐野 正秀、原田 重子、堀内 洋子、
箕浦 一哉、三好 規正、依田 智子、若狭 美穂子

(事務局) 県土整備部次長、美しい県土づくり推進室長、美しい県土づくり推進室員(6名)
- 4 傍聴者等の数 6名
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 委嘱状交付
 - (3) あいさつ
 - (4) 事務局員の紹介
 - (5) 会長及び会長代理選出
 - (6) 会長あいさつ
 - (7) 議事
 - ①富士北麓地域における景観保全型広告規制地区の指定について
 - ②中部横断自動車道の供用に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について
 - ③その他
 - (8) 閉会
- 6 審議会概要
 - 会長の選出
石井委員が選出された。
 - 会長代理の指名
箕浦委員が指名された。
 - 議事
会議録のとおり

【議事：①富士北麓地域における景観保全型広告規制地区の指定について（諮問案件）】

（事務局）

（議題1「富士北麓地域における景観保全型広告規制地区の指定について」説明）

（委員）

都市計画法の用途地域と道路の供用開始の見通しはどのような状況でしょうか。

（事務局）

まず、用途地域についてですが、新倉トンネル西側地区は用途地域はありません。また、船津小海線地区は近隣商業地域が主となっています。

供用開始の見通しですが、船津小海線地区については、東側はかなり前に供用開始がされており、また西側については、明日供用開始されると聞いています。また、新倉トンネル西側地区は、一部は既に供用開始済みですが、湖側については工事に着手しておらず、予算等の状況によると思いますが、1年もしくは2年程度かかるのではないかと考えられます。

（委員）

新倉トンネル西側地区は用途地域はないというお話ですが、市街化調整区域ですか。

（事務局）

市街化調整区域ではありません。

（委員）

そうすると娯楽施設などはある程度建つ可能性があるのでしょうか。

（事務局）

ある程度の施設は建てることができます。

（委員）

用途地域をお聞きしたのは商業系だったりすると、看板だけの規制強化ではなかなか難しい面があるのかなと思ってお聞きしました。ある程度の施設は建つという前提で考えざるをえないということでしょうか。

（事務局）

そうです。ただ、こういった沿道景観をどんどん高さのある広告物が建ってしまう前に規制誘導し、少しでも良くすることは必要なことだと考えています。

（委員）

建築工事などで工事中の建物を利用して広告物を設置したりする場合がありますと思うのですが、そういったものは対象になるのでしょうか。

（事務局）

基本的には先ほどご説明したような基準が適用されることとなります。

（委員）

事前に規制をかけて誘導していくというのは大変良いことだと思いますし、内容についても問題を感じないのですが、規制の発意は上位の計画があってこの道路の沿線を規制するという形で行っているのでしょうか、それともその都度道路の状況等から判断しているということでしょうか。

また、このような規制にあたっての意思決定について、県と町との関係はどのようになっているのか伺います。

(事務局)

景観保全型広告規制地区を指定していくといった直接的な表現は上位計画にはありませんが、県として景観を良くしていきましょうという中での一つのパーツとして進めています。

また、町との関わりについてですが、現状は県の方でこういった制度がありますよという紹介を町に行い、検討してもらった上でその都度決定している状況です。

(委員)

前回指定した地区の影響や効果等はどのようなものがあったでしょうか。

(事務局)

従前適法なものは、従前の基準で良いという規定であるため、前回の審議会でも実効性についてのご意見がありました。こうした状況の中で、適法な既存物件を新しい基準にする場合は、県と市町村で2/5ずつ補助金を出し、改善してもらうことができる制度があり、現在、富士吉田市内の金鳥居付近などで活用してもらった事例があります。こうした事例が増えることが周知にもつながると考えています。

市町村と連携し、少しでも実施してもらえるように引き続き取り組んでいきたいと思えます。

(委員)

富士河口湖町は、景観法の景観行政団体でしょうか。また、町の方で独自に規制をするといったことがあるでしょうか、県の条例との関係も含めてどのような形になっているでしょうか。

(事務局)

富士河口湖町は景観行政団体です。したがって、景観法に基づき、建物などについては、一定規模以上のものについて届出制による規制誘導を実施していますが、屋外広告物については、屋外広告物法に基づいた条例でなければ規制はできません。現在、屋外広告物については、県の条例によって規制されています。

景観行政団体である市町村は、県との協議によって、屋外広告物法に基づく条例を独自に作るができます。しかし、人員等の問題もあり、独自に条例を作る市町村は、現在のところ県内では無いというのが現状です。

(議長)

ご異議等無いようであれば、本案件について、異議無しとして答申したいと思えますが、よろしいでしょうか。

〈各委員異議無し〉

【議事：②中部横断自動車道の供用に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について（諮問案件）】

(事務局)

(議題2「中部横断自動車道の供用に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について」説明)

(委員)

指定する時期についての考え方を伺いたい。また、今後の指定に際し、どのような段階で指定をしていくのか伺いたい。

(事務局)

昨年度の審議会の中でも、早めに指定することが望ましいといったご意見があり、なるべく早めの指定をしていきたいと考えていますが、少なくとも用地の取得が終わった段階で指定するという考えで行っていきたくて考えています。また、今回の指定に際し、既存不適格物件は、一般的な広告物の場合3年後には改善しても

らわなければなりませんので、周知期間を6か月程度は取りたいと考えています。

(議長)

ご異議等無いようであれば、本案件について、異議無しとして答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈各委員異議無し〉

【議事：③その他】

(議長)

それでは、その他として、委員の方から何かございますか。

事務局から何かありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

それでは以上で、議事を終了します。ご協力ありがとうございました。

以上で閉会。